

## 【教育・保育給付認定（1号認定）について】

新制度移行幼稚園や認定こども園を利用する満3歳以上の人が受ける認定です。

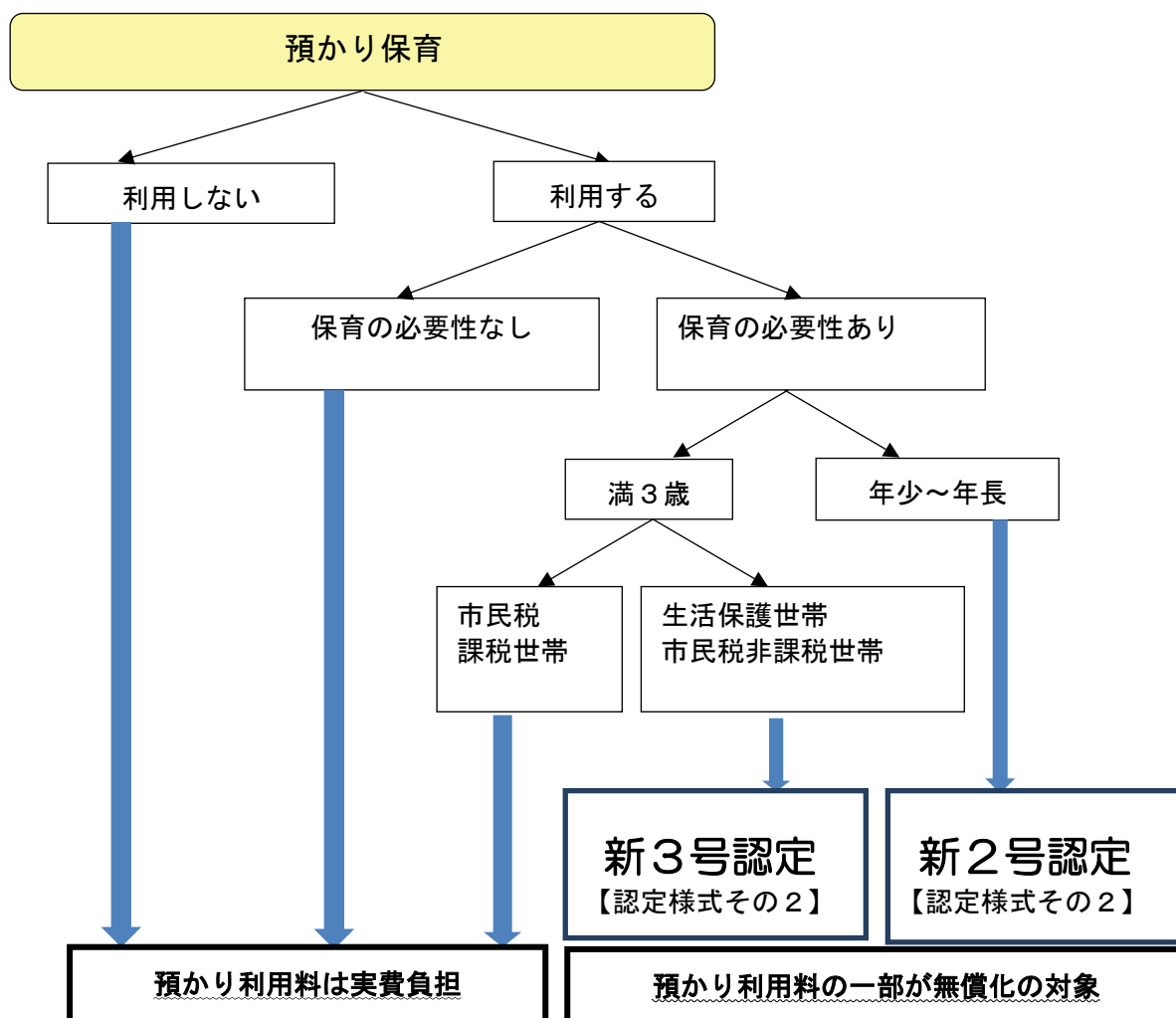
園へ直接お申込みいただき、支給認定書類は園を經由して児童課に申請してください。

※認定こども園は保育園と幼稚園の機能を併せ持った施設です。保育として認定こども園に通いたい場合は、あらかじめ市への申し込みが必要となります。

## 【施設等利用給付認定（新2号・新3号）について】

保育の必要性がある人は、教育・保育給付認定に追加して施設等利用給付認定（「新2号認定」「新3号認定」）の認定を受けることができます。

※保育の必要性については次ページを参照



「新2号認定」「新3号認定」の認定を受けると、預かり保育の利用料の一部が無償化されます。

預かり保育の利用日数×450円を上限として、3歳から5歳までは月額11,300円まで、満3歳で住民税非課税世帯は16,300円まで無償となります。

利用者は、幼稚園等に預かり保育利用料を支払っていただき、後日、利用実績の申請をすることで、利用料のうち無償化の対象となる金額を市からお返しします。

4月～8月利用分・・・9月に申請 10月に償還払い

9月～3月利用分・・・4月に申請 5月に償還払い

次ページあり

## 【保育の必要性】

保護者（両親ともに）が次のどれかに該当する場合、必要な書類を提出することで、保育の必要性が認められます。

保育を必要とする理由	提出書類
就労している	就労証明書 ※1 か月に 64 時間以上働いている場合に保育の必要性が認められます。 ※就労している方で週 1 日以上通院されている場合は、就労証明書に加えて、医師の意見書または直近 1 か月間の領収証をご提出ください ※自営業として農業をされている場合は、保育を必要とする理由の調査書をご提出ください（就労証明書は不要です）
産前・産後	1. 保育を必要とする理由の調査書 2. 母子手帳のコピー（表紙と出産予定日がわかるページ） ※保育の必要性が認められるのは、出産予定日の 2 か月前～産後 3 か月まで
疾病	医師の意見書（保育が不可であると証明されている物）
障害	医師の意見書（保育が不可であると証明されている物） または、身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳のコピー
介護・看護	1. 保育を必要とする理由の調査書 2. 医師の意見書（被介護者・看護者分） または、介護・看護を受ける人が手帳等を所有している場合は 身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳のコピー
災害復旧	保育を必要とする理由の調査書
求職活動	保育を必要とする理由の調査書 ※3 か月以内に就職し、就労証明書をご提出ください。
就学	1. 保育を必要とする理由の調査書 2. 学生証のコピーまたは就学証明書

【注意：1】きょうだいのうち、一人だけ保育の必要性を認めることはしていません。

「上の子は幼稚園で預かり保育を利用しているけれど、下の子は自宅で保育する」という場合、上の子だけ保育の必要性を認めることはしていません。下の子についても自宅での保育ができず、保育園や職場の託児、一時預かり保育等を利用するという場合に、保育の必要性を認めています。  
※ただし、下の子に疾病障害等があり、保護者が看護している場合などは、上の子のみ保育の必要性を認めることができますので、特別なご事情がある場合には児童課へご相談ください。

【注意：2】育休を取得する場合

就労中に妊娠し育休を取得する場合、生まれた子が 1 歳を迎えた次の 4 月までに職場復帰をすることが決まっている場合には、保育の必要性を継続して認めることができます。

上記よりも長期にわたって育休を取得することがあらかじめ決まっている場合には、産後 3 か月で保育の必要性はなくなります。また、出産を機に退職した場合も産後 3 か月で保育の必要性はなくなります。